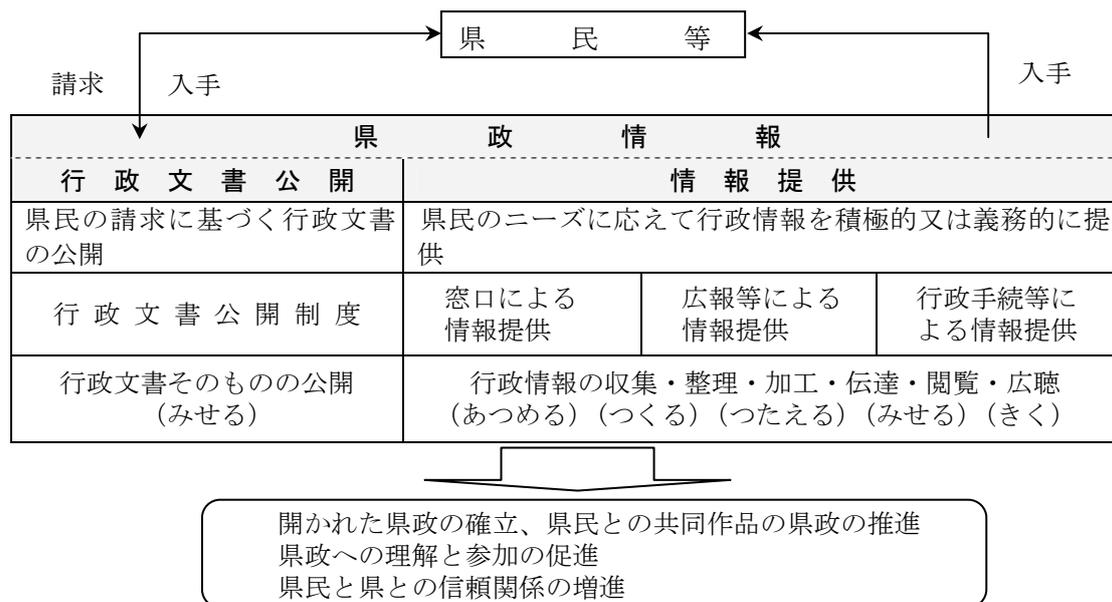


I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第 1 条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第 2 条）。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の13機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は、①県内に住所を有する人、②県内に勤務又は在学する人、③県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体、④その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体でしたが、平成22年4月1日からは、「何人も」公開請求できるようになりました（条例第4条）。

(4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

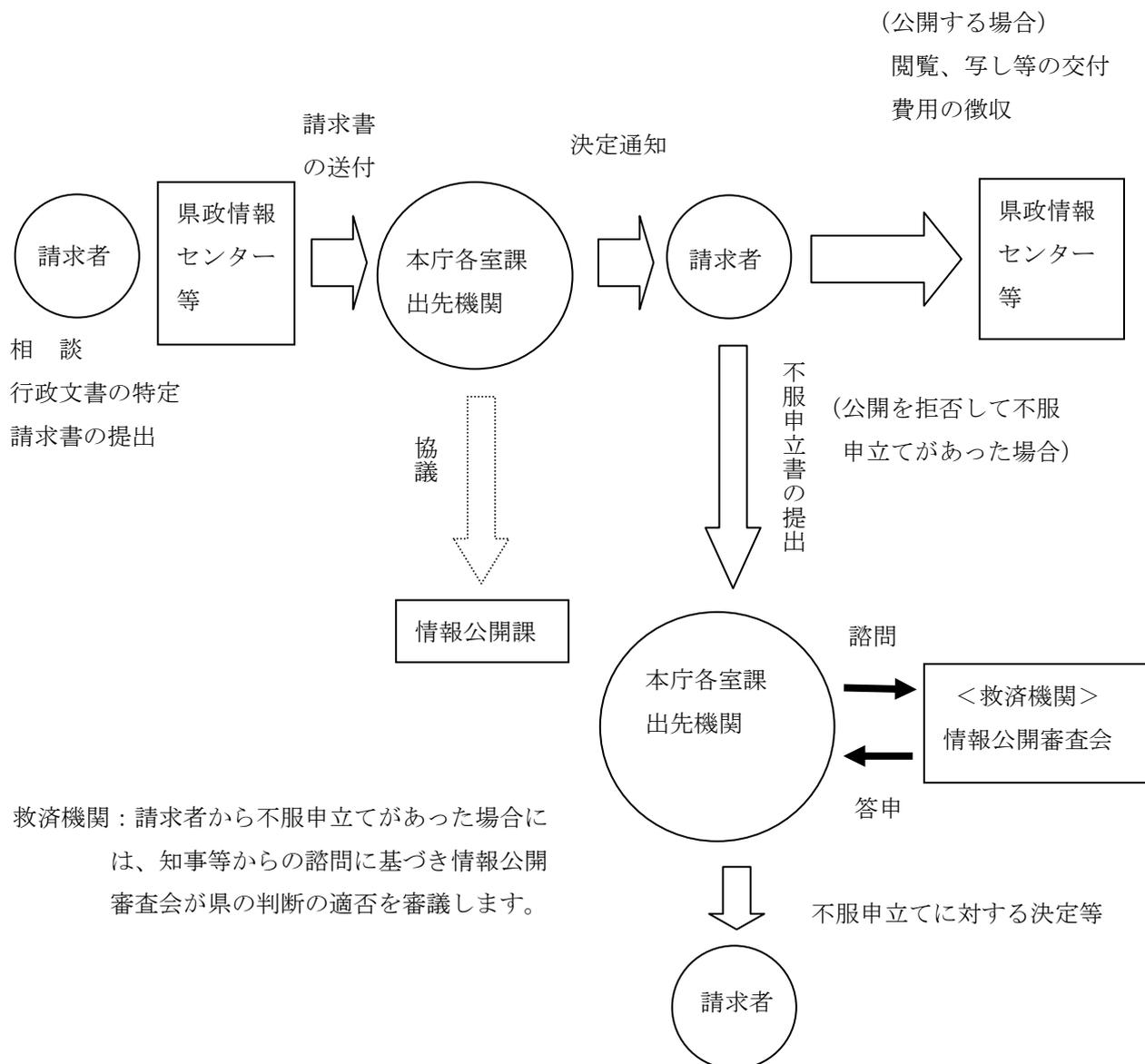
この7項目のいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第28条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※ 知事以外の実施機関の場合は、別の例による。

3 情報提供の内容

(1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との情報共有化を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります（条例第 22 条、第 23 条）。

実施機関は、県政に関する主要な一定の情報を公表するよう義務付けられています（条例第 22 条）。また、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続により、県政に関する情報を提供するよう努めなければならないとされていることから（条例第 23 条）、公開請求がされた場合に明らかに全部公開となるような行政文書については、公開請求の手続きによらずとも閲覧又は写しを入手することができる制度（「県民の求めに応じた情報提供制度」）を開始しました。

(2) 県政情報センター及び地域県政情報コーナーの設置

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として横浜及び川崎に地域県政情報コーナーが、県民への情報提供及び行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として地域県政総合センターに地域県政情報コーナーが設置されています。

(3) 県政情報センターにおける情報提供

ア 行政資料等の提供

各所属が収集、作成した行政資料の貸出、閲覧及び情報公表の場として、公開決定情報等の提供を行っています。

また、各所属作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 13 機関に発送するほか、県と市町村（28 市町村）との行政資料の交流を実施しています。

イ パンフレット等の配架等

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架するほか、月 3 回・36 施設に発送しています。

ウ 展示コーナーによる情報提供

庁舎内のパネル展示板を利用し、県の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

エ 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の中から、統計書、白書などを（財）神奈川県厚生福利振興会及び 7 書店に委託し、販売しています。

オ 航空写真の提供

県の所有する県内全域航空写真（昭和 29 年度版～平成 8 年度版 20,184 枚）の複製申込みの受け付けを行っています。

カ インターネット情報端末の設置

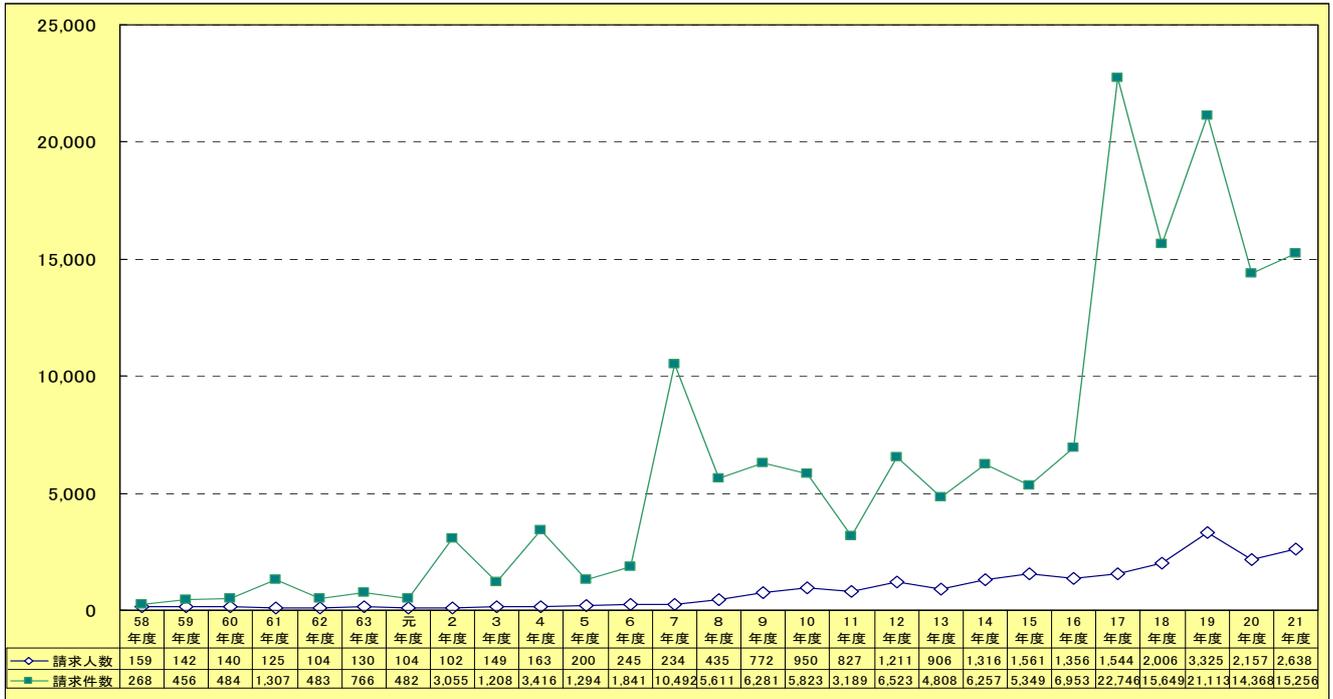
県政情報センターや各地域県政情報コーナー等計 13 施設にインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村のホームページの閲覧に供してします。

II 運用状況

1 概要

平成 21 年度は、行政文書公開の請求者数（延べ数）が過去 2 番目に多い 2,638 人、請求件数（請求対象文書件数）が過去 4 番目に多い 15,256 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 21 年度の請求者数は 2,638 人（前年比 481 人増）で、過去最多を記録した平成 19 年度に次ぐ人数となっています。請求件数については 15,256 件（前年比 888 件増）と、過去 4 番目に多い件数になりました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位 10 項目）

21 年度	20 年度
①建築計画概要書（6,334 件）	①建築計画概要書（5,051 件）
②医療保護入院に関する文書（1,803 件）	②古物営業関係文書（1,686 件）
③県知事発注工事の設計書等（1,280 件）	③政治資金収支報告書等（1,503 件）
④政治資金収支報告書に添付された領収書（1,140 件）	④県知事発注工事の設計書等（746 件）
⑤社会福祉法人等の財務関係書類（394 件）	⑤刑法犯の認知件数等（357 件）
⑥医療法人の財務関係書類（305 件）	⑥学校法人の財務計算関係文書（261 件）
⑦学校法人の財務計算に関する文書（303 件）	⑦都市計画法に基づく開発行為関係文書（252 件）
⑧都市計画法に基づく開発行為申請書等（260 件）	⑧企業庁発注工事の設計書等（189 件）
⑨企業庁発注工事の設計書等（180 件）	⑨執行何票及び支出命令票等（186 件）
⑩経理執行関係文書（176 件）	⑩県議海外出張に係る支出関係書類等（118 件）

行政文書公開請求を情報分野別にみると、都市基盤の 8,516 件、次いで保健衛生の 2,604 件、行政一般の 1,906 件、防災・防犯の 722 件の順となっています（表－3）。

情報分野別の主な行政文書は（表－４）のとおりです。

（表－３）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

（単位：件）

情報分野	58～16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
人口	1	—	—	—	—	—	1
土地・自然	157	9	12	1	—	111	290
資源・エネルギー	98	18	8	—	—	—	124
保健衛生	7,354	798	476	571	532	2,604	12,335
社会福祉	1,313	82	228	99	104	454	2,280
雇用	212	10	—	—	—	164	386
消費生活	50	3	8	10	118	6	195
教育	9,890	10,971	1,198	2,005	798	556	25,418
文化	396	27	31	33	78	16	581
防災・防犯	3,288	2,847	1,953	4,404	2,608	722	15,822
都市基盤	15,160	4,411	9,537	6,253	7,034	8,516	50,911
交通・運輸	2,295	98	421	103	—	—	2,917
環境	4,527	596	214	201	102	72	5,712
産業	1,864	73	64	289	183	129	2,602
行政一般	29,741	2,803	1,499	7,144	2,811	1,906	45,904
計	76,346	22,746	15,649	21,113	14,368	15,256	165,478

（表－４）分野別行政文書公開請求の内容

（単位：件）

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	111	県知事発注工事の設計書(69)、土地改良事業に関する文書(19)
保健衛生	2,604	医療保護入院に関する文書(1803)、医療法人の財務関係書類等(305)、食品営業許可台帳等(174)、美容所・理容所の名称・所在地等(37)
社会福祉	454	社会福祉法人等の財務関係書類(394)
雇用	164	職業訓練校等の入校選考問題・解答(138)
消費生活	6	生活協同組合の決算書等(3)
教育	556	学校法人の財務計算に関する書類(303)、卒業式・入学式に関する報告書等(44)、教員採用試験問題等(36)
文化	16	指定管理関係文書(6)
防災・防犯	722	警察本部長発注工事の設計書等(154)、110番事案措置票等(77)、警察署等の協議会に関する文書(56)、刑法犯認知件数(54)
都市基盤	8,516	建築計画概要書(6334)、県知事及び企業庁発注工事の設計書等(1332)、都市計画法に基づく開発行為申請書等(260)
環境	72	産業廃棄物処理事業・施設関係文書(18)、煤煙発生施設事業所一覧(5)
産業	129	県知事発注工事の設計書等(65)
行政一般	1,906	政治資金収支報告書に添付された領収書等(1143)、経理執行関係文書(176)、県議会議長等の海外訪問に係る報告書等(25)
合計	15,256	

実施機関（又は部局）別にみると、県土整備部の8,260件が最も多く、次いで保健福祉部の3,000

件、選挙管理委員会の1,404件、警察本部長の704件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

（単位：件）

部局名	58～10	H11 改変後部局名	11～16年度	H17 改変後部局名	17～18年度	H19 改変後部局名	19年度	H20 改変後部局名	20年度	21年度
								知事室	6	5
企画部	705	企画部	688	企画部	223	企画部	1,405	政策部	49	208
総務部	3,272	総務部	1,108	総務部	188	総務部	1,785	総務部	242	142
		防災局	83	安全防災局	49	安全防災局	40	安全防災局	12	18
県民部	2,695	県民部	1,919	県民部	1,001	県民部	1,627	県民部	567	391
環境部	1,681	環境農政部	2,185	環境農政部	793	環境農政部	255	環境農政部	124	206
福祉部	1,562	福祉部	1,111	保健福祉部	1,597	保健福祉部	694	保健福祉部	627	3,000
労働部	28	商工労働部	304	商工労働部	233	商工労働部	172	商工労働部	77	193
衛生部	6,749	衛生部	2,813							
農政部	793									
商工部	1,509									
土木部	14,626	県土整備部	4,461	県土整備部	14,003	県土整備部	6,005	県土整備部	7,143	8,260
都市部	2,461									
渉外部	106									
国体局	134									
出納局	167	出納局	28	出納局	9	会計局	3	会計局	1	8
地区行政センター	917	地区行政センター等	1,066	地域県政総合C等	395	地域県政総合C等	303	地域県政総合C等	160	166
知事部局計	37,405	知事部局計	15,766	知事部局計	18,491	知事部局計	12,289	知事部局計	9,008	12,597
公営企業管理者	697	公営企業管理者	144	公営企業管理者	202	公営企業管理者	242	公営企業管理者	200	192
				病院事業管理者	159	病院事業管理者	3	病院事業管理者	12	50
議会	2,325	議会	923	議会	135	議会	58	議会	213	47
教育委員会	2,100	教育委員会	10,203	教育委員会	11,476	教育委員会	1,434	教育委員会	592	229
人事委員会	33	人事委員会	38	人事委員会	13	人事委員会	22	人事委員会	11	24
監査委員	581	監査委員	225	監査委員	20	監査委員	12	監査委員	2	6
地方労働委員会	－	労働委員会	14	労働委員会	2	労働委員会	－	労働委員会	－	－
選挙管理委員会	124	選挙管理委員会	844	選挙管理委員会	770	選挙管理委員会	2,445	選挙管理委員会	1,717	1,404
収用委員会	2	収用委員会	40	収用委員会	10	収用委員会	1	収用委員会	1	1
海区漁業調整委員会	－	海区漁業調整委員会	10	海区漁業調整委員会	－	海区漁業調整委員会	－	海区漁業調整委員会	－	－
内水面漁場管理委員会	－	内水面漁場管理委員会	12	内水面漁場管理委員会	－	内水面漁場管理委員会	－	内水面漁場管理委員会	－	－
公安委員会	－	公安委員会	259	公安委員会	23	公安委員会	－	公安委員会	－	2
警察本部長	－	警察本部長	4,601	警察本部長	7,094	警察本部長	4,607	警察本部長	2,612	704
その他計	5,862	その他計	17,313	その他計	19,904	その他計	8,824	その他計	5,360	2,659
合計	43,267	合計	33,079	合計	38,395	合計	21,113	合計	14,368	15,256

(表-6) 実施機関／部局別行政文書公開請求の内容

(単位：件)

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
知事室	5	知事の米国訪問に関する文書(3)
政策部	208	経理執行関係文書(176)、設立法人一覧(10)
総務部	142	県有地売買契約書・交渉記録(38)、脱走兵に係る通知(20)
安全防災局	18	防災行政通信マニュアル・無線局免許証(15)
県民部	391	学校法人の財務計算に関する文書(303)
環境農政部	206	県知事発注工事の設計書等(97)、飼育動物診療施設一覧(13)
保健福祉部	3,000	医療保護入院に関する文書(1803)、社会福祉法人等の財務関係書類(394)、医療法人の財務関係書類等(305)、食品営業許可台帳等(174)
商工労働部	193	職業訓練校等の入校選考問題・解答(138)
県土整備部	8,260	建築計画概要書(6334)、県知事発注工事の設計書等(1096)、都市計画法に基づく開発行為申請書等(260)
会計局	8	経常物品単価契約書(4)
地域県政 総合センター等	166	県知事発注工事の設計書等(87)、産業廃棄物処理事業・施設関係文書(9)
知事部局計	12,597	
公営企業管理者	192	企業庁発注工事の設計書等(180)
病院事業管理者	50	労使協定関係文書(18)、医療廃棄物処理業務委託契約に関する文書(15)
議会	47	議長等の海外訪問に係る報告書等(25)、政務調査費に関する文書(11)
教育委員会	229	卒業式・入学式に関する報告書等(44)、教員採用試験問題等(36)、土地賃貸借契約書(22)
人事委員会	24	県職員採用試験問題(20)
監査委員	6	住民監査請求関係文書(6)
選挙管理委員会	1,404	政治資金収支報告書に添付された領収書(1140)、選挙運動費用収支報告書等(140)
収用委員会	1	裁決書(1)
公安委員会	2	風営法の許可申請書(1)
警察本部長	704	警察本部長発注工事の設計書等(154)、110番事案措置票等(77)、警察署等の協議会に関する文書(56)、刑法犯認知件数(54)
合計	15,256	

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

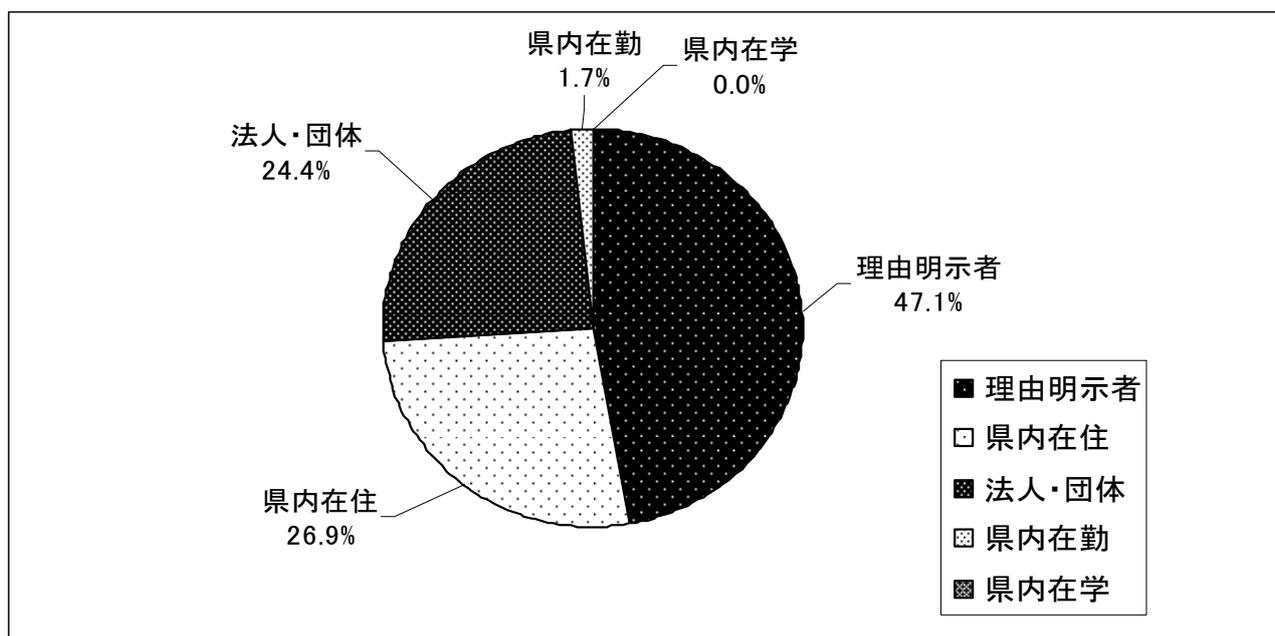
平成21年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「公開を必要とする理由を明示する者」からの請求が最も多く、全体の47.1%を占める7,185件、「県内に住所を有する者」からの請求が4,100件、「県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」からの請求が3,717件となっています(表-7・図)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

(単位：件)

区分	58～15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
県内在住	54,334	3,086	3,693	3,587	8,720	3,533	4,100	135,387
県内在勤	2,077	1,180	11,214	1,524	835	479	252	19,638
県内在学	292	1	12	2	31	37	2	669
法人・団体	10,673	1,430	2,505	1,222	4,869	2,526	3,717	37,615
理由明示者	2,017	1,256	5,322	9,314	6,658	7,793	7,185	41,562
計	69,393	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368	15,256	234,871

(図) 行政文書公開請求件数の請求者別割合 (平成 21 年度)



(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成 21 年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は 10,742 件で、全体の 70.4% を占めました。このうち、条例第 12 条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは 255 件、告知を行ったものは 23 件です (表一八)。

(表一八) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

(単位：件)

区分	58～16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
第三者情報の件数	46,295	8,397	11,863	16,575	9,407	10,742	193,007
調査件数	5,856	218	223	1,636	96	255	19,900
告知件数	7,449	74	71	1,477	42	23	23,971

(4) 請求に対する処理の状況

15,256 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが 11,479 件、一部を公開したものが 3,557 件、全部を非公開としたものは 220 件でした（表－9）。

非公開 220 件のうち、10 件は全部非公開によるもの、197 件は文書不存在によるもの、8 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるもの、5 件は却下によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 75.2%（平成 20 年度 72.5%）、一部を公開した割合は 23.3%（同 25.8%）、全部を非公開とした割合は 1.4%（同 1.7%）となりました。

（表－9）行政文書公開請求に対する処理状況

（単位：件）

年度	処理状況							合計
	公開	一部公開	非公開	小計	不存在	存否	却下	
58年度	212	44	12	268			(6)	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	(163)	(3)	(6)	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	(152)	(3)	(4)	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	(459)	(3)	(2)	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	(318)	(3)	(8)	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	(225)	(4)	(13)	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	(415)	(5)	(3)	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	(364)	(5)	—	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	21,113	(785)	(356)	(2)	21,113
20年度	10,414	3,707	247	14,368	(231)	(2)	—	14,368
21年度	11,479	3,557	220	15,256	(197)	(8)	(5)	15,256
	(75.2%)	(23.3%)	(1.4%)	(100.0%)				
計	94,221	65,542	5,715	165,478	(2,453)	(372)	(39)	165,478
構成比	56.9%	39.6%	3.5%	100.0%	—	—	—	

（注）不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である

(5) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成21年度は延べ5,359項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が3,149項で最も多く、非公開情報全体の58.8%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が1,700項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が350項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が138項となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の99.6%を占めました。（表-10）

（表-10）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳 （単位：件）

非公開情報の類型	58～ 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
1号 個人に関する情報	30,225	2,301	7,362	3,391	9,692	3,243	3,149	59,363
2号 法人等に関する情報	19,203	673	1,441	1,125	4,157	1,767	1,700	30,066
3号 審議等に関する情報	1,028	36	12	30	19	8	10	1,143
4号 事務等に関する情報	9,887	588	1,832	673	762	476	350	14,568
5号 任意に提供された情報	15	16	12	17	4	14	1	79
6号 犯罪の予防等に関する情報	1,446	553	1,629	515	257	358	138	4,896
7号 法令等の規定による情報	480	69	9	33	362	5	11	969
（旧条例3号） 国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	—	131
計	62,415	4,236	12,297	5,784	15,253	5,871	5,359	111,215

(6) 諾否決定に対する不服申立て

平成21年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、19件あり、前年度（12件）と比べてわずかに増加しました。内容は、（表-12）の諮問第584号から諮問第603号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め10件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が6件、「不服申立人主張一部認容」が4件となっています。

今までの答申535件に係る審議回数は、平均3.9回、諮問から答申までの日数は、平均481日となっています。平成21年度に答申があった案件について、平均審議回数は5.8回であり、また、指名委員による意見聴取の活用や類似案件の一括審議など答申の早期化を図り、諮問から答申までの平均日数は293.8日となっています。

(表-11) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問)件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
602 件	535 件	47 件	3 件	17 件	535 件

※ 決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

※ 諮問第 278 号、第 284 号及び第 287 号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。